入学前の既修得単位認定の申請について（3 年次編入学を除く）

2024 年度本学入学試験に合格し、本学以外での既修得単位の認定を希望する方は、本学の学則に基づき、申請期間までに必要書類と一緒に申請してください。本学への入学前に、他の大学や短期大学で修得した単位を申請により、本学における授業科目の履修によって修得したものとみなすことができます。

申請期間：2024 年 3 月 25 日（月）15:00 まで
申請先：　学生支援センター
提出物：・成績証明書（提出済みの場合は不要）
・講義要項やシラバス等単位取得または取得中の授業科目の内容が確認できる書類で提出してください。（在籍中あるいは在籍していた学校で発行したもの。書類には学校印を押印）

～・嘉悦大学 学則・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・

（大学以外の教育施設等における学修）
第 41 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。
２ 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）
第 42 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は 短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２ 本学において教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。
３ 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第 40 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
・～・